

労働基準法の基礎セミナー

日時 平成31年2月5日(火) 10:00~17:00 計6時間(1日間) **対象**

会場 NHK名古屋放送センタービル内教室 ●人事・労務部門の方
●管理・監督者の方等

講師 弁護士法人 あお空法律事務所 中根 浩二 氏
代表弁護士

本セミナーのポイント

- ①人事・労務管理上の必要な基礎知識を効率よく学んでいただけます。
- ②実務ですぐに活かしていただけるよう、最新事例・判例を用いた具体的な解説を行います。

講義項目

第1. 労働基準法 の概念

- 労働法とは
- 労働基準法とはそもそも何か
 - (1) 労働契約法、基本六法との関係
 - (2) 労働基準法における判例法の意味
 - (3) 強行的効力と規範的効力
- 労働契約法との関係

第2. 労働基準法の適用範囲

- 労働者とは
 - ～請負との比較～
 - (1) 新聞配達員
 - (2) 下請けの作業員
 - ～請負と認識していた者が労働者に当たるとどうなるか～
- 使用者とは～取締役・部長・課長にとどまらない～
 - (1) 事業主
 - (2) 事業の経営担当者
 - ～事業の経営担当者は誰をさすか

第3. 就業規則等

- 労働協約、就業規則、労使協定の関係
 - (1) 労働協約とは
 - (2) 就業規則とは
 - ～就業規則の作成変更に関する使用者の義務～
 - (3) 労使協定とは
- 就業規則の変更手続
- 就業規則の不利益変更
 - (1) 不利益変更は可能か
 - (2) 合理性の判断基準
 - (3) 判例(秋北バス事件等)
 - (4) 就業規則の法的性質
 - (5) 退職金の引き下げを伴う就業規則の改定は可能か

第4. 募集、採用

- 採用 募集採用の自由と制限
 - ～求人票記載の労働条件は労働契約の内容となるか～
- 内定
 - いつの時点で労働契約が成立するか
 - 今春卒業予定者の採用内定を取り消すことはできるか
 - 就業規則の定め方
- 試用期間
 - 試用期間延長の注意点
 - 解雇予告手当について

第5. 賃金等

- 賃金とは～チップは?ストックオプションは?～
 - (1) 任意的恩恵的なもの～慶弔見舞金について～
 - (2) 福利厚生施設
 - ～住宅の貸与、生命保険料補助金、代金を徴収する場合～
 - (3) 企業設備の一環であるもの
 - ～旅費、役員員交際費、作業衣～
- 賃金支払の5原則とは
- 欠勤、遅刻による賃金カットと算定方式
- 退職金
 - ～減額できる場合、没収できる場合～
 - ～退職後すぐ競合会社に就職した社員に対する退職金返還請求～

第6. 労働時間・休日

- 労働時間制度の基本
- 労働時間の範囲の具体例
 - (1) 待機のための仮眠時間は労働時間か
- 時間外労働・休日労働の意味と要件
 - (1) 時間外労働・休日労働
 - ～遅刻相当分を当日の残業時間で相殺できるか～
 - (2) 三六協定
 - ～三六協定に掲げた労働者数を超えて
 - 時間外労働をさせることができるか～
 - (3) 休日の振替、代休
 - ～事前の振替と事後の振替手続～
 - (4) 平成22年改正
 - ①「時間外労働の限度に関する基準」の見直し関係
 - ～特別条項付三六協定を結ぶ際の注意～
 - ②法定割増賃金率の引上げ
 - 代替休暇制度の概要、単位、期間
 - 猶予される中小企業とは
 - ③時間単位年休
- 適用除外
 - (1) 管理監督者～どのような場合に認められるか～
 - (2) 監視断続的労働従事者
 - ～交通関係の監視、プラント等における計器類の監視～
 - ～路切番、新聞配達員、タクシー運転者、消防署職員～
 - ～宿日直についての注意点～
- 労働時間の弾力化
 - (1) 変形労働時間制
 - ～変動労働時間採用の場合の就業規則の定め方～
 - (2) フレックスタイム制
 - ～フレックスタイム制での土曜日出勤に
 - 休日割増は必要か～
 - (3) 事業場外労働
 - (4) 裁量労働制
 - ～裁量労働の範囲～

第7. 休暇

- 年次有給休暇
 - ～年次有給休暇を請求したら許可なく休んでもよいか～
- 時季変更権
 - ～変更権行使に際しての留意点～
- 計画年休
- 年休の買上げの可否
- 有給休暇取得と皆勤手当

第8. 人事異動

- 配転、出向、転籍
- 配転命令の限界
 - (1) 共働き夫婦の別居を余儀なくさせる転勤命令の効力
 - (2) 単身赴任を伴う転勤命令
- 出向命令の限界

第9. 休職・退職・解雇

- 休職
 - (1) 休職とは
 - (2) 傷病休職
 - ～業務上の事故との比較～
- 退職
 - (1) 退職届
 - (2) 退職の意思表示はいつまで撤回できるか
- 解雇
 - (1) 解雇の手続
 - ①予告期間
 - ～民法の原則と労働基準法での修正～
 - ②除外認定
 - ～労働者の責に帰すべき事由に基づいて
 - 解雇する場合～
 - (2) 普通解雇、懲戒解雇、整理解雇
 - ～退職金支払拒絶の可否～

第10. 労働契約法

- 労働契約法の成立の背景、施行日
- 総則(第1～5条)
 - (1) 目的
 - (2) 労働契約における基本原則
 - (3) 労働契約の内容の理解の促進
 - ～労使間のトラブルを処理する必要性～
 - (4) 労働者の安全への配慮
 - ～判例の明文化～
- 労働契約の成立及び変更(第6～13条)
 - (1) 労働契約の成立要件
 - (2) 合意による労働契約内容の変更
 - (3) 就業規則の変更による労働契約内容の不利益変更、要件
- 労働契約の継続及び終了(第14～16条)
 - (1) 権利濫用禁止
 - (2) 懲戒処分に関する権利濫用禁止
 - (3) 解雇権濫用禁止
- 期間の定めのある労働契約(第17条)
- 有期労働契約についての労働契約法改正の概要(第18～20条)
 - (1) 有期労働契約が通算5年を超えて
 - 回復更新された場合の、無期労働契約への転換
 - (2) 有期労働契約であることによる不合理な労働条件の禁止

第11. 働き方改革関連法案

- 働き方改革の総合的かつ継続的な推進
- 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等
- 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保

第12. 労働審判法

- 労働審判法の目的、機関、施行日
- 実務上の取扱
 - (1) 期日の回数
 - (2) 審判員の構成
 - (3) 進行

《講師派遣による「社内研修」も承っております。お気軽にお問い合わせ下さい。》

ご参加のおすすめ

近年、長時間労働やパワハラ・セクハラなどの労働問題が、社会問題として扱われ、大きな関心を集めています。また増加する残業代請求や、同一労働同一賃金の問題、平成30年4月から生じた無期契約社員への対応も急務となっています。

本セミナーでは、労働基準法や労働契約法等についての基礎的な知識の習得に加え、具体的なケースや判例を通じた解説を行います。

この機会に関係各位の積極的なご参加をおすすめ申し上げます。

講師紹介

弁護士法人 あお空法律事務所
代表弁護士

中根 浩二 氏

平成 9 年 司法試験合格
平成 10 年 名古屋大学法学部法律学科卒業
最高裁判所司法修習生 (52 期)
平成 12 年 司法修習終了 弁護士登録 (愛知県弁護士会)
楠田法律事務所勤務
平成 17 年 あお空法律事務所開所 (所長)
平成 23 年 日弁連研修センター副委員長
愛知県弁護士会研修センター副委員長
労働問題、企業法務をはじめ、愛知県を中心に活躍中。
労働法関連セミナーの実績も多数

日 時 : 平成 31 年 2 月 5 日 (火) 10:00 ~ 17:00
計 6 時間(1 日間)

会 場 : NHK 名古屋放送センタービル内教室
名古屋市中区東桜 1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル ※右図参照

参加料: (1名につき)	参加料	消費税等	合計
本会会員	30,000円	2,400円	32,400円
一般	35,000円	2,800円	37,800円

★複数名申込割引について

同一企業(団体)から同じ講座(コース)に2名様以上でご参加の場合は、1名様につき、2,160円割引いたします。
下記申込欄にご記入ください。

※参加料には、テキスト・資料代が含まれています

申込方法 : 下記の参加申込書に必要事項をご記入の上、FAX 等で下記へお申込み下さい。

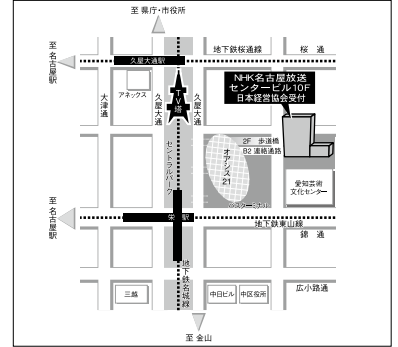
折り返し、参加券と振込口座を記載した請求書をご派遣責任者までお送り致します。

- 参加料(負担金)は、銀行振込にて開催3営業日前までにお納めください。(経理処理の都合で遅れる場合は、事前にご連絡下さい。)
- 開催3日前までに参加券が届かない場合は、恐れ入りますがお電話にてご確認ください。
- 参加のお取り消しにつきましては、必ずご連絡ください。参加者のご都合が悪くなった場合は、代理の方にご出席いただけますようお願い致します。
- 領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承ください。

キャンセルについて

開催日の3営業日前からは受講料の30%、開催当日は100%をキャンセル料として申し受けます。
なお、当日まで連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、予めご了承ください。

お問合せ先: 一般社団法人 日本経営協会 中部本部 企画研修グループ (担当/山田・里見) TEL (052) 957-4172 (ダイヤルイン)
〒461-0005 名古屋市中区東桜1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル 10F FAX (052) 952-7418
日本経営協会・中部ホームページ <http://noma-chubu.jp/>
※お電話の問い合わせ(駐車場含む)は、平日の9:15~17:15にお願いします。



【JR・名鉄・近鉄の名古屋駅より】
地下鉄東山線(4分)栄駅より徒歩5分
地下鉄桜通線(5分)久屋大通駅より徒歩8分
【中部国際空港より】
名鉄(25分)金山駅(乗換)地下鉄名城線(7分)栄駅より徒歩5分
※地下鉄からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直通

日本経営協会・中部本部 行 FAX (052)952-7418

こちらの面をそのまま FAX して下さい。

60011780

「労働基準法の基礎セミナー」参加申込書

H31/2.5

年 月 日

★複数名申込割引に該当する場合はチェックして下さい <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 日本経営協会会員 <input type="checkbox"/> 一般 (該当するものにレ印をつけて下さい)	
(フリガナ) 団体名	TEL () -	ご派遣責任者 所属・役職名	
(フリガナ) 所在地	FAX () -	ご氏名 (印)	
No.	参加者(フリガナ)	所属・役職名	担当経験年数
			年 月
			年 月
〈通信欄〉			※メールアドレス <ご記入(レ印)のお願い> この講座の開催情報を得た時期は、講座開催日の <input type="checkbox"/> 半年以上前 <input type="checkbox"/> 3ヶ月~半年前 <input type="checkbox"/> 2ヶ月前 <input type="checkbox"/> 1ヶ月前 <input type="checkbox"/> 2週間前 <input type="checkbox"/> 1週間前~直前

(注) 太くの中をご記入下さい。電算処理の関係上、フリガナ・ご派遣責任者名は必ずご記入下さい。No欄は記入不要です。

※参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。
① 参加券や請求書の発送などの事務処理 ② セミナー運営 ③ セミナーなど本会事業のご案内
お申込時点で趣旨にご同意いただいたものとさせていただきますので、予めご了承下さい。
なお、③がご不要な場合は右記□にチェックしてください。

不要

地球にやさしい再生紙を使用しています。 ©